



# 長野県報

9月30日(月)  
令和元年  
(2019年)  
第43号

## 目次

### 規則

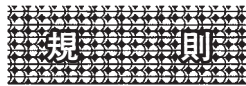
長野県県税に関する規則等の一部を改正する規則(税務課) .....	1
長野県自転車の安全で快適な利用に関する条例の基準を定める規則(くらし安全・消費生活課) .....	3
河川法施行細則の一部を改正する規則(河川課) .....	3
財務規則の一部を改正する規則(会計課) .....	4

### 告示

保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課) .....	5
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課) .....	5
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課) .....	5
平成17年長野県人事委員会告示第2号(長野県個人情報保護条例第11条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報)の一部改正(人事委員会事務局) .....	5

### 公告

県営土地改良事業計画の策定及び縦覧(3件)(農地整備課) .....	6
開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課) .....	6
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定(水道事業課) .....	6
道路交通法に基づく放置車両の確認等に関する技能及び知識に関する講習の実施(交通指導課) .....	7



長野県県税に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年9月30日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第12号

長野県県税に関する規則等の一部を改正する規則

(長野県県税に関する規則の一部改正)

第1条 長野県県税に関する規則(昭和34年長野県規則第67号)の一部を次のように改正する。

第54条中「法人事業税・地方法人特別税更正(決定)通知書」を「法人事業税・特別法人事業税(地方法人特別税)更正(決定)通知書」に改める。

様式第10号の法人県民税・法人事業税用中 「地方法人特別税額」 を 「特別法人事業税額又は地方法人特別税額」 に改める。

様式第11号の税務総合オンライン端末用の法人県民税・法人事業税・地方法人特別税用中

「(法人県民税・法人事業税・地方法人特別税用)」を「(法人県民税・法人事業税・特別法人事業税(地方法人特別税)用)」に、

「法人県民税・法人事業税・地方法人特別税」 を

「法人県民税・法人事業税・特別法人事業税(地方法人特別税)」 に、「地方法人特別税額」 を

「特別法人事業税額又は地方法人特別税額」 に改める。

様式第65号の表面中 「法人県民税 法人事業税 更正(決定)通知書」 を 「法人県民税 法人事業税 特別法人事業税(地方法人特別税) 更正(決定)通知書」 に、「・地方法人特別税」

を「・特別法人事業税(地方法人特別税)」に、「地方法人特別税」 を 「特別法人事業税又は地方法人特別税」 に、「係る地方法人特別税額」を「係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額」に、「合計地方法人特別税額」を「合計特別法人事業税額又は地方法人特別税額」に、「基づく地方法人特別税額」を「基づく特別法人事業税額又は地方法人特別税額」に、「確定した地方法人特別税額」

を「確定した特別法人事業税額又は地方法人特別税額」に、「差引地方法人特別税額 25-26-27-28」 を 「差引特別法人事業税額又は地方法人特別税額 25-26-27-28」 に、

「再差引地方法人特別税額」を「再差引特別法人事業税額又は地方法人特別税額」に、「事業税 地方法人特別税」 を

「事業税 特別法人事業税(地方法人特別税)」 に改める。

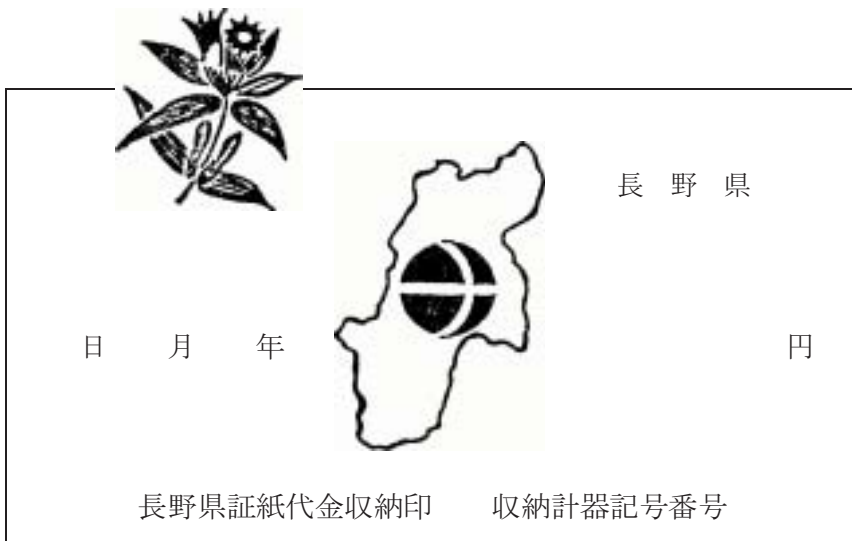
(長野県県税に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 長野県県税に関する規則の一部を改正する規則(平成29年長野県規則第44号)の一部を次のように改正する。

様式第11号の自動車税手書き用の第1片から第3片までの改正規定中「、「A-長野、B-松本、C-長、D-諏訪」を「1-長野、2-松本、3-長、4-諏訪」に」を削る。

様式第116号の次に様式を加える改正規定中様式第118号の2を次のように改める。

(様式第118号の2)(第86条の2関係)



(備考) 縦 2.5センチメートル

横 6.5センチメートル

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

税 務 課

長野県自転車の安全で快適な利用に関する条例第18条第2項第2号の基準を定める規則をここに公布します。

令和元年9月30日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第13号

長野県自転車の安全で快適な利用に関する条例第18条第2項第2号の基準を定める規則

長野県自転車の安全で快適な利用に関する条例(平成31年長野県条例第6号。第3号において「条例」という。)第18条第2項第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 貸付けの用に供する自転車(当該自転車によってけん引される軽車両を含む。次号において「貸付用自転車」という。)について、定期的な点検及び整備を行う体制が確保され、当該点検及び整備に関する記録簿を備えていること。
- (2) 貸付用自転車を適切に保管する場所を確保していること。
- (3) 自転車を借り受ける者に対し、条例第4条第2項に規定する器具の貸付けを行う体制を確保していること。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

くらし安全・消費生活課

河川法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年9月30日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第14号

河川法施行細則の一部を改正する規則

河川法施行細則(昭和40年長野県規則第24号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1の(1)中「1.08」を「1.1」に改め、同1の(2)中

「 4,000円 」	を	「 4,074円 」	に改め、同表の3中
「 230円 」		「 234円 」	
「 210 」		「 213 」	
「 180 」		「 183 」	
「 260 」	を	「 264 」	に改め、同表の4中
「 90 」		「 91 」	
「 120 」		「 122 」	
「 5,200 」		「 5,296 」	
「 60円 」	を	「 61円 」	に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和元年9月30日以前における流水の占有に係る流水占有料及び同日以前の許可に係る土石採取料については、なお従前の例による。

河川課

財務規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年9月30日

長野県知事 阿部守一

#### 長野県規則第15号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則(昭和42年長野県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第53条第1項中「自動車取得税及び」を削り、「第73条第2項」を「第86条の4第2項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定は、税務課長が軽自動車税の環境性能割の収入済額に相当する証紙収入等を歳入歳出外現金に更訂する場合について準用する。

第85条第3号中「第76条第1項」を「第86条の7第1項」に改める。

第125条第1項中「及び最低制限価格」を「(最低制限価格を設ける場合にあつては、予定価格及び最低制限価格。第3項において同じ。)」に、「封筒に入れて封印し、保管」を「封書に」に改め、同項ただし書中「封筒に入れて封印」を「封書に」に改め、同条に次の1項を加える。

3 予算執行者は、第128条第5項に規定する電子入札により一般競争入札を行う場合にあつては、前2項の規定にかかわらず、予定価格調書を作成し、封書にし、開札の際これを開札の場所に置くことに代えて、開札の日時までに予定価格をその使用に係る電子計算機に備えられたファイル(正当な権限を有しない者が当該ファイルに記録し、及びその内容を閲覧することを防止するための措置が講じられているものに限る。)に記録することができる。別表第2の2の(3)のアの(ウ)のa、同(イ)のaの(e)及び同bの(d)中「自動車税用」を「自動車税(種別割)用」に改める。

別表第4の11需用費の項中「様式第188号」の次に「又は第125条第3項の規定により記録したことを示す書類(以下この表において「予定価格調書」という。)」を加え、同表の13委託料の項及び15工事請負費の項から18備品購入費の項までの規定中「(様式第188号)」を削る。

様式第57号中「自動車税」を「自動車税(種別割)」に改める。

める。

様式第97号の県税等徴収金一般用の第3片の備考の1中「自動車税」を「自動車税(種別割)」に改め、同様式の自動車税用の第1片中「(自動車税用)」を「(自動車税(種別割)用)」に、

「自動車税納付書(現金払込用)」を

「自動車税(種別割)納付書(現金払込用)」に、

「自動車税」を「自動車税(種別割)」に改め、同自

動車税用の第2片中「自動車税納付書(控)」を

「自動車税(種別割)納付書(控)」に、

「自動車税」を「自動車税(種別割)」に改め、同第

2片の備考の1中「自動車税」を「自動車税(種別割)」に改める。

様式第98号の自動車税用中「(自動車税用)」を「(自動車税(種別割)用)」に、

「自動車税現金領収書」を「自動車税(種別割)現金領収書」に改め、「C-長」の次に「、D-諏訪」を加え、同自動車税用の備考の1中「自動車税現金領収書」を「自動車税(種別割)現金領収書」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の財務規則に基づいて作成した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、使用することができる。

会計課